

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6年 6月 25日



提出者

住所 〒500-8355 岐阜市六条片田2丁目7番1号
 氏名 株式会社 みやこ産業
 代表取締役 牧田枝里子
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号 058-278-3137

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和4年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社 みやこ産業 家屋解体工事 各現場
事業場の所在地	岐阜市内
事業の種類	家屋解体工事業
産業廃棄物処理計画における 計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	2,193 t	全処理委託量	2,193 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	2,193 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
※事務処理欄			

(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類 : 6種類合計)



項目	実積量	
① 排出量	1,354	
② + ③ 自ら再生利用を行った量	0	
⑤ 自ら熱回収を行った量	0	
⑥ 自ら中間処理により減量した量	0	
⑦ + ⑧ 自ら埋立処分又は海上投入処分を行った量	0	
⑨ 全処理委託量	1,354	
⑩ 優良認定処理業者への処理委託量	0	
⑪ 再生利用業者への処理委託量	1,354	
⑫ 熱回収認定業者への処理委託量	0	
⑬ 熱回収を行つた業者への処理委託量	0	
		令和6年4月1日～令和6年3月31日

(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類
廃プラスチック類)

有資物量

排出量

不要物等発生量

自ら直接
再生利用した量
②

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量
③

自ら中間処理した後
再生利用した量
⑤

⑥

⑦

⑧

項目	実績値
① 排出量	35
②+③ 自ら再生利用を行った量	0
④ 自ら熱回収を行った量	0
⑤ 自ら中間処理により減量した量	0
⑥+⑦ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑧ 全処理委託量	35
⑨ 優良認定処理業者への処理委託量	0
⑩ 再生利用業者への処理委託量	35
⑪ 热回収認定業者への処理委託量	0
⑫ 热回収を行う業者への処理委託量	0

)

(第2面)

自ら中間処理した後
再生利用した量
②

自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量
③

自ら中間処理した後
再生利用した量
⑤

⑥

自ら中間処理による
減量した量
⑦

自ら中間処理した後
再生利用した量
⑧

自ら中間処理した後
再生利用した量
⑨

自ら中間処理した後
再生利用した量
⑩

自ら中間処理した後
再生利用した量
⑪

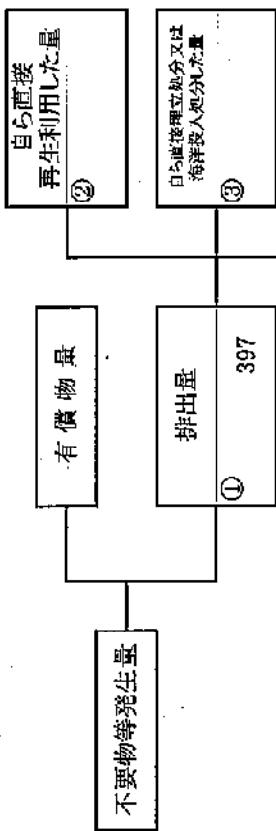
自ら中間処理した後
再生利用した量
⑫

自ら中間処理した後
再生利用した量
⑬

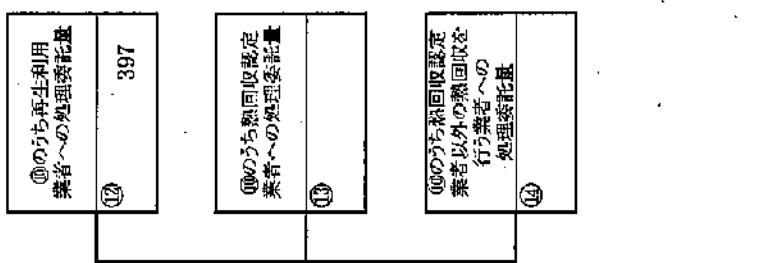
自ら中間処理した後
再生利用した量
⑭

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類 : 木くず)



項目	実績値
① 排出量	397
② + ⑤ 自ら再生利用を行った量	0
③ 自ら熱回収を行った量	0
⑥ 自ら中間処理により減量した量	0
③ + ⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入手処分を行った量	0
⑪ 全処理委託量	397
① 豊良認定処理業者への処理委託量	0
② 再生利用業者への処理委託量	397
③ 热回収認定業者への処理委託量	0
④ 热回収認定業者以外の热回収を行う業者への処理委託量	0



(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類
燃耗くず)

有機物量	
不要物等発生量	

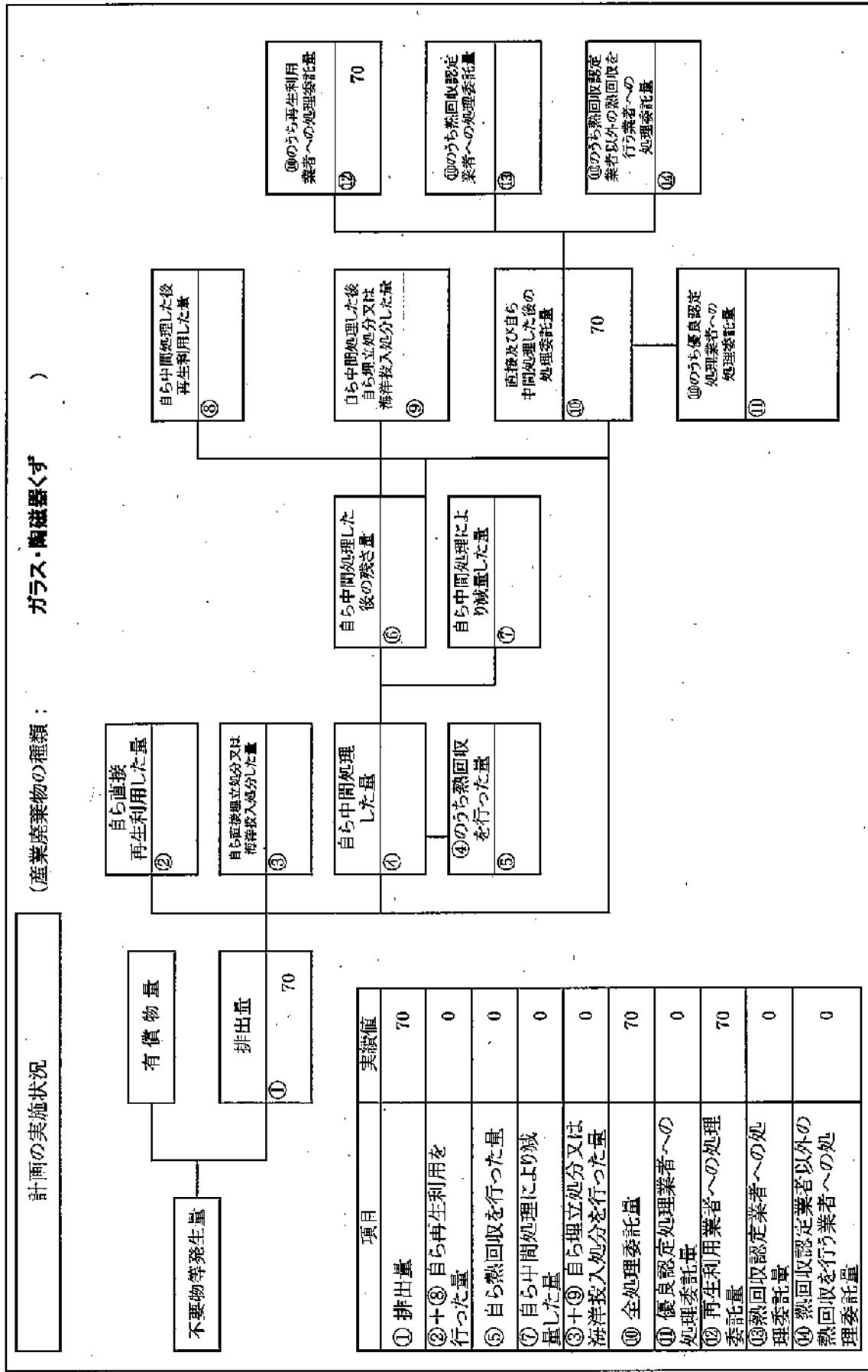
自ら直接 再生利用した量	②
白い油燃熱立処分又は 海洋投入処分した量	③

項目	実績値	
① 排出量	37	
② + ③ 自ら再生利用を行った量	0	
④ 自ら熱回収を行った量	0	
⑤ 自ら中間処理により減量した量	0	
⑥ ③+⑤自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	0	
⑦ 全処理委託量	37	
⑧ 優良認定処理業者への 処理委託量	0	
⑨ 再生利用率業者への処 理委託量	37	
⑩ 热回収認定業者への処 理委託量	0	
⑪ 热回収を行なう業者への処 理委託量	0	
⑫ (⑨)のうち再生利用 業者への処理委託量	37	
⑬ (⑩)のうち熱回収認定 業者への処理委託量	⑪	
⑭ (⑪)のうち熱回収認定 業者以外の熱回収を 行なう業者への 処理委託量	⑪	
⑮ (⑫)のうち中間処理した 後の中間処理業者への 処理委託量	37	
⑯ (⑬)のうち中間処理した 後の中間処理業者への 処理委託量	⑪	
⑰ (⑭)のうち自ら中間処理した 後の中間処理業者への 処理委託量	37	
⑱ (⑮)のうち自ら中間処理した 後の中間処理業者への 処理委託量	⑪	
⑲ (⑯)のうち自ら中間処理した 後の中間処理業者への 処理委託量	37	
⑳ (⑰)のうち自ら中間処理した 後の中間処理業者への 処理委託量	⑪	

(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類 : ガラス・陶磁器くず)



(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類 :

がれき類)

有償物量

不要物等発生量

排出量

① 783

自ら直接
- 再生利用した量
②

自ら直接廃立外分又は
海岸投入処分した量
③

項目 累積値

① 排出量 783

②+③ 自ら再生利用を行った量 0

⑤ 自ら熱回収を行った量 0

⑥ 自ら中間処理により減量した量 0

⑦+⑧ 自ら埋立処分又は
海洋投入処分を行った量 0

⑪ 全処理委託量 783

⑪ 優良認定処理業者への
処理委託量 0

⑫ 再生利用業者への処理
委託量 783

⑬ 熱回収認定業者への処
理委託量 0

⑭ 熱回収を行う業者への処
理委託量 0

自ら中間処理した後
再生利用した量
⑧

⑩のうち再生利用率
業者への処理委託量
⑫ 783

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量
③

⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量
⑪

自ら中間処理した後
自ら中間処理による
減量した量
⑦

⑩のうち熱回収認定
業者以外の熱回収を
行う業者への
処理委託量
⑪

直接及び自ら
中間処理した後
の処理委託量
⑪

⑩のうち優良認定
処理業者への
処理委託量
⑪

(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類)

廃石膏ボード

項目	実績値
① 排出量	32
② 自ら直接受けた 再生利用した量	32
③ 自ら直接受けた 立会人処分又は 海洋投入処分した量	32
④ 自ら中間処理 した量	32
⑤ 自ら中間処理によ り減量した量	32
⑥ 自ら中間処理した後 の残さ量	32
⑦ 自ら中間処理によ り減量した量	32
⑧ 自ら中間処理した後 再生利用した量	32
⑨ ⑩ ⑪ うち再生利用 業者への処理委託量	32
⑩ ⑪ うち熱回収認定 業者への処理委託量	32
⑪ ⑫ うち優良認定 業者への処理委託量	32
⑫ 再生利用業者への処 理委託量	32
⑬ 热回収認定業者への処 理委託量	0
⑭ 热回収を行なう業者への処 理委託量	0

(第2面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑩の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
令和5年4月1日～令和6年3月31日
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。